

戸沢村定額減税不足額給付金について

令和 6 年度に実施した定額減税調整給付金（以下「当初調整給付金」といいます）の支給額に不足が生じた方などを対象に、令和 7 年度に戸沢村定額減税不足額給付金（以下「不足額給付金」といいます）の支給を行います。

対象になると思われる方には、令和 7 年 7 月中旬以降をめぐり、順次、個別に通知をお送りします。

◎制度の概要

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の一時的な措置として、令和 6 年度に定額減税（納税義務者及び扶養親族等 1 人につき、令和 6 年分所得税から 3 万円、令和 6 年度の個人住民税所得割から 1 万円）が行われました。

その際、定額減税対象者のうち、令和 6 年時点で入手可能な令和 5 年分所得等を基に推計で算定した令和 6 年分推計所得税額と令和 6 年度個人住民税所得割額等を用いて、定額減税可能額が税額を上回り減税しきれないと見込まれる方に対し、その差額を当初調整給付金として令和 6 年 7 月以降に支給しました。

令和 7 年度に実施する不足額給付金では、当初調整給付金の支給額に不足が生じた場合などに、追加で不足分の給付を行います。

◎対象

令和 7 年 1 月 1 日の住民票所在地が戸沢村であって、以下の【不足額給付金 1】または【不足額給付金 2】のいずれかに該当する方が対象となります。（ただし、本人の合計所得金額が 1,805 万円以下である場合に限りです。）

※現時点では、準備作業中でもありますので、個別に「支給対象者に該当するか」等のお問い合わせについては回答できかねますので、ご了承ください。

【不足額給付金 1】

当初調整給付金の算定に際し、令和 5 年所得等を基に算定した令和 6 年度推計所得税額を用いて算定したこと等により令和 6 年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後、本来給付すべき所要額と当初調整給付金支給額との間で差額が生じた方に対して、その差額を支給します。

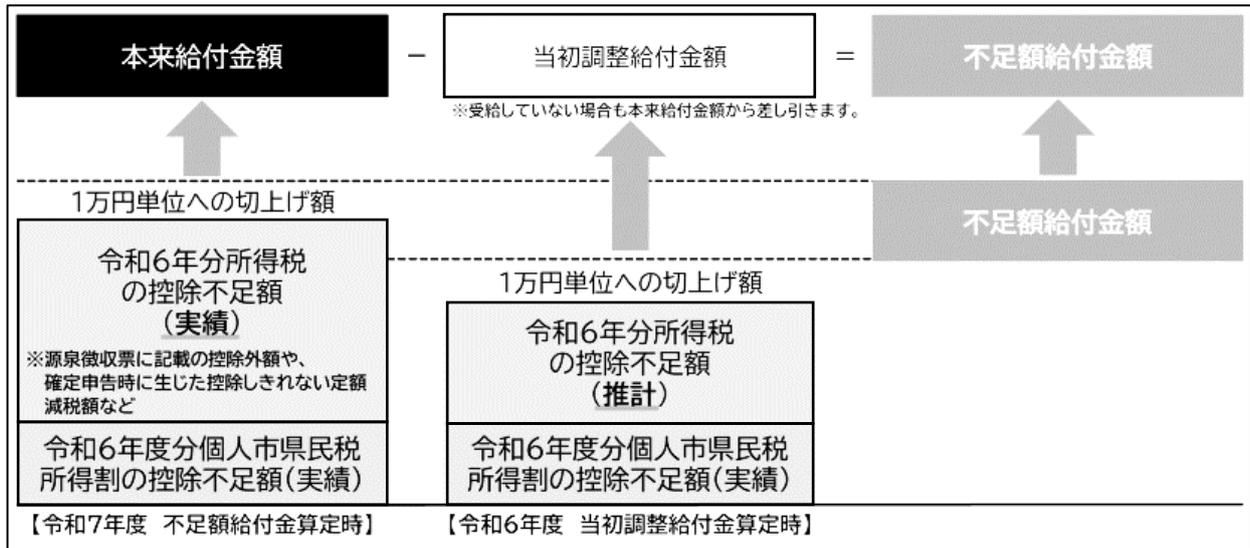
※令和 6 年分の源泉徴収票等に控除外額の記載がある場合であっても、当初調整給付金との間で差額が生じない場合には、不足額給付金の対象とはなりませんので、ご注意ください。

○具体的な対象例

1. 令和 5 年所得に比べ、令和 6 年所得が減少したこと等により令和 6 年分推計所得税額よりも令和 6 年分所得税額の方が少なくなった方
2. 子どもの出生等で、扶養親族等が令和 6 年中に増加したことにより、所得税分の定額減税可能額が増加した方
3. 当初調整給付金の算定後に税額修正が生じたことにより、令和 6 年度分個人住民税所得割額が減少し、不足額給付金支給時に一律対応することとされた方

○【不足額給付金 1】の支給額

本来給付金額から、当初調整給付金支給額を差し引いた金額（当初調整給付金の不足分）を支給します。



（【不足額給付金 1】の具体的なイメージ図）

【不足額給付金 2】

以下の給付要件を全て満たしている方に対して、1人あたり原則4万円（定額）を支給します。

1. 令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割額ともに定額減税前税額が0円である（本人として定額減税の対象外）
2. 税制度上、扶養親族の対象外である（注1）
3. 低所得世帯向け給付（注2）対象世帯の世帯主、世帯員に該当しない

（注1）青色事業専従者、事業専従者（白色）の方、合計所得金額が48万円超で扶養親族になれない方など

（注2）低所得世帯向け給付とは以下のいずれかを指します。

- ・令和5年度非課税世帯への給付（7万円）
- ・令和5年度均等割のみ課税世帯への給付（10万円）
- ・令和6年度新たに非課税世帯となった世帯への給付（10万円）
- ・令和6年度新たに均等割のみ課税世帯となった世帯への給付（10万円）

○【不足額給付金 2】の具体的な対象例

1. 青色事業専従者、事業専従者（白色）で、令和6年分所得税、令和6年度住民税所得割ともに非課税の方
2. 合計所得金額48万円超で、令和6年分所得税、令和6年度住民税所得割ともに非課税の方

○【不足額給付金 2】の支給額

原則4万円（定額）

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合、支給額は3万円（定額）

◎給付までの流れ

給付金の対象となると見込まれる方には、原則として戸沢村から郵送でご案内を申し上げます。

【不足額給付金1】の対象者の方：7月中旬以降を予定

【不足額給付金2】の対象者の方：8月上旬以降を予定

【令和6年1月2日以降転入された方】：8月上旬以降を予定

◎給付金の申請方法

【不足額給付金1】の対象者の方：当初調整給付金や公金受取口座の登録等戸沢村が口座を把握できる方で、口座変更を希望される方、代理申請される方、受取辞退をされる方、確認事項に該当がある方を除き、確認書提出不要で該当口座に給付金が振り込まれる方式（プッシュ型）を予定しています。

口座情報を把握していない方については、確認書等で振込先口座を届出していただくこととなります。

【不足額給付金2】の対象者の方：令和6年分の所得が分かる資料や青色事業専従者届出書（写し）等が必要になりますので、配布される申請書に記載された書類を準備の上、申請してください。

【令和6年1月2日以降転入された方】：転入前市町村から支給された当初調整給付金の支給決定通知書や所得税の源泉徴収票等が必要になりますので、配布される申請書に記載された書類を準備の上、申請してください。

※本給付金は所得税等の課税および差押えの対象とはなりません。

◎申請期間

令和7年10月31日（金曜日）まで

【連絡先】

戸沢村健康福祉課福祉係 TEL0233-72-2364